

社会福祉法人阿吽会役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人阿吽会（以下「法人」という。）の理事及び監事の報酬の支給について必要な事項を定める。

第2条 定款第22条に基づき、理事又は監事が理事会又は理事会と異なる日に開催される評議員会に出席した場合に支給する。

第3条 報酬は、理事会又は理事会と異なる日に開催される評議員会の出席一回につき10,000円（ただし、源泉所得税控除後の金額）とする。

第4条 報酬は、理事会又は理事会と異なる日に開催される評議員会の終了後に支払う。

この規程にかかわらず、当該年度の役員報酬支出は、予算の範囲内とし予算を上回る場合はこれを支出しない。

付 則

この規程は、平成8年4月1日より実施する。

この規程は、平成22年4月1日より実施する。

この規程は、令和元年6月8日より実施する。